

蓄藏貨幣の研究 (五)

小林 威雄

まえがき

第一章 広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣

第一節 貨幣の諸機能と蓄藏貨幣

第二節 広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣

第三節 貨幣蓄藏の金の代理者による代理の問題 (以上第十五卷第二号所載)

第二章 單純な商品生産および流通のもとにおける蓄藏貨幣

第一節 購買手段および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣

第二節 独立的な致富形態としての蓄藏貨幣

第三節 「貨幣準備金」としての蓄藏貨幣

第四節 世界貨幣の準備金としての蓄藏貨幣 (以上同卷第三号所載)

第三章 資本制生産および流通のもとにおける蓄藏貨幣

第一節 「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣

第二節 「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣 (以上同卷第四号所載)

第四章 信用制度のもとにおける蓄藏貨幣——兌換制下の蓄藏貨幣——

第一節 蓄藏貨幣の銀行への集積

第二節 銀行の準備金としての蓄藏貨幣

蓄藏貨幣の研究 (五)

蓄藏貨幣の研究 (五)

一……………(以上第十六卷第一号所載)
二……………(以上本号所載)

第三節 兌換制下の蓄藏貨幣

第五章 信用制度のもとにおける蓄藏貨幣——兌換停止下の蓄藏貨幣——

第一節 兌換停止下の貨幣蓄藏

第二節 兌換停止下の蓄藏貨幣

あとがき

第四章 信用制度のもとにおける蓄藏貨幣

——兌換制下の蓄藏貨幣——

第二節 銀行の準備金としての蓄藏貨幣

一 (承前)

(b) 銀行の貸出が預金設定によっておこなわれるばあい

預金を設定して貸出すことは、また帳簿信用 (Buchkredit) をあたえるというようにもいわれる。このばあいの預金とは、小切手を振出すことがみとめられる預金であって、いわゆる当座預金である。

第一節においてのべたように、「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣は、それにとまなう貨幣の純技術的な諸操作を一面において貨幣取扱業務をおこなう銀行に代行してもらうために銀行に集積される。そして銀行は、貨幣

取扱業務をおこなうことによつて「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣を集積し、それを共同的に管理してその一部分を銀行が自由にしうる貸付可能な貨幣資本に転形する。ところで、「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣が銀行に預金されるばあいの預金の形態は当座預金である。したがつて、当座預金にたいしては銀行は、その預金額と同額の準備金を保有する必要がないわけである。当座預金にたいしてその預金額と同額の準備金を保有する必要がないといふことは、つぎのようなことがおこなわれうるからである。(1) 一方において預金の払出があつても、他方において金貨幣が預けられるといふばあひには、金貨幣の流動はあつても銀行の保有する金貨幣の量は変動しない。(2) 小切手をうけとつた人の取引銀行が小切手を振出した人と同一の銀行であり、その小切手によつて預金がなされるばあひには、預金の口座の振替がおこなわれるにすぎないから金貨幣のひきだしはおこなわれない。(3) また、その小切手がその銀行にたいする債務の返済のためにもちいられるばあひには、その銀行の債権は減少するけれども金貨幣のひきだしはおこなわれない。(4) A銀行支払の小切手をうけとつた人の取引銀行が他のB銀行であり、その小切手によつてB銀行に預金されたとするならば、A銀行はB銀行に金貨幣を支払わなければならないことになるが、このようなばあひに、同時に、A銀行はB銀行支払の小切手をB銀行に呈示することができるとするならば、A銀行とB銀行とのあいだで相殺がおこなわれ、たかだかその差額のみをどちらかの銀行が支払えばよいということになり、支払われる金貨幣は節約される。(5) さらに、この差額の支払も中央銀行においてある両銀行の預金勘定のあいだでおこなわれるならば、このばあひには中央銀行における預金口座の振替によつて決済されることになり、金貨幣による支払はおこなわれない。以上のようなことがおこなわれうるので、銀行は、当座預金にたいしてその預金額と同額の金貨幣を準備金として保有することを必要としない。したがつて、銀行は、当座預金として預けら

れた金貨幣の一部分をも金貨幣によって貸出すことができる。

このように、銀行は、当座預金にたいしてその預金額と同額の金貨幣を準備金として保有することが必要とされないのだから、銀行が預金を設定して貸出をおこなうばあいにも、預金設定によって貸出した額と同額の金貨幣を準備金として保有する必要はないことになる。そこで、銀行は、預けられた金貨幣を預金の払出のための準備金として、および不時の預金の払出の請求に応ずるための準備金として、保有する金貨幣をこえる貸出を預金設定によっておこなうことができることになる。

たとえば、預けられた金貨幣を一〇〇とし、経験上予想される準備金として保有していなければならない準備率を五〇%とすれば、この銀行は、一〇〇を預金設定によって貸出すことができることになる。このばあい、この銀行は、預けられた預金にたいする債務一〇〇、預金設定によって貸出したために生れた預金にたいする債務一〇〇、あわせて二〇〇の預金債務を負っており、それにたいする準備金は一〇〇である。したがって、預金設定によって貸出がおこなわれるばあいにも、(一)の金貨幣そのもので貸出がおこなわれるばあい、さきの(a)発券銀行の自己銀行券でもって貸出がおこなわれるばあいと同様に、銀行は、無準備の自己にたいする債務を負うことによって貸出をおこなう。「銀行業者が行う貨幣貸付の特徴、銀行信用の銀行信用たる所以は、このように、貸付を行う他方で銀行業者が無準備の債務を負う、という点にある」⁽³⁴⁾。

しかし、預金設定によって貸出がおこなわれるばあいは、(一)の金貨幣そのもので貸出がおこなわれるばあいにたいしては、「支払約束」をつくりだして、すなわち、預金を設定して貸出がおこなわれるという点においてことなり、そして、金貨幣そのもので貸出がおこなわれるばあいよりもより多くの額の貸出をおこなうことができ、したが

って銀行は信用を創造し、追加資本をつくりだして、追加利潤を手に入れることができるという点においてあいことなっている。また、預金設定によって貸出がおこなわれるばあいは、さきの(a)自己銀行券をもって貸出がおこなわれるばあいにたいしては、ともに「支払約束」をつくりだして貸出がおこなわれるという点、そして、ともに銀行は信用を創造し、追加資本をつくりだして追加利潤を手にいれるという点、銀行が信用の取扱いをしているということが明瞭に表現されているという点、などにおいては共通であるが、「支払約束」の形態が銀行券ではなく、預金設定であるという点においてあいことなっている。この差異は、銀行券のばあいには、つねに流通手段として流通しているある程度の額があるが、小切手のばあいには、重ねて流通手段として流通することは少なく、短期日のあいだに銀行に呈示され、支払を求められるという差異としてあらわれる。

さて、預金を設定して貸出がおこなわれるばあいには、銀行に預けられた蓄蔵貨幣はどのようなふうか。このばあいには、(a)の自己銀行券をもって貸出がおこなわれるばあいと同様に、「支払約束」をもって貸出がおこなわれるのであるから、銀行のおこなう貸出によっては預けられた金貨幣は、銀行の金庫からでない。すなわち預けられた金貨幣は、このばあいには、貸出そのものによっては少しも減少せず、またなら形態をかえずに銀行の金庫のなかにあつて蓄蔵貨幣の形態にとどまっている。したがって、銀行にとどまる蓄蔵貨幣の大きさは、自己銀行券でもって貸出がおこなわれるばあいと同様に、銀行に預けられた金貨幣の額の大小によって規定される。このように、預金設定によって貸出がおこなわれるばあいには、銀行に預けられた金貨幣は、銀行のおこなう貸出によってはなら形態をかえることなく、銀行の手もとにとどまり蓄蔵貨幣の形態を維持するが、預金が金貨幣によってひきだされるばあいには、これに応ずるために銀行からでいき、そして蓄蔵貨幣の形態から流通形態に転化する。

銀行の金庫のなかにあつて蓄藏貨幣の形態にある金貨幣は、このばあいには、金貨幣による預金の払出のための準備金として、そして不時の預金の払出の請求に応ずるための準備金として機能する。この預金の払出のための準備金について、よりくわしくいえば、それは、産業資本家や商業資本家によって現実に預けられた預金の払出のためのものと、預金設定による貸出にもとづいて生れた預金の払出のためのものとは異なる。したがつて、このばあいの銀行の金庫のなかにある蓄藏貨幣は、このような銀行の準備金として機能しているものであり、銀行の準備金としての蓄藏貨幣である。

このように、預金設定によつて貸出がおこなわれるばあいには、銀行に預けられた金貨幣は、そのまま銀行にとどまり蓄藏貨幣の形態にあつて銀行の準備金として機能し、貸出によつては銀行からでていかない。ところで、ここで銀行の準備金として機能している金貨幣は、銀行に預けられた預金の払出のための準備金であるばかりでなく、預金設定による貸出にもとづいて生れた預金の払出のための準備金でもある。さきの例でいえば、銀行は、一〇〇の準備金を保有しているが、それは二〇〇の銀行の負う債務にたいする準備金である。したがつて、預けられた預金は、産業資本家や商業資本家などの貨幣蓄藏の成果であり、かれらの保有する蓄藏貨幣の大きさをしめすものではあるが、現実には、たんなる貨幣請求権をあらわすものにすぎず、かかる意味において仮空のものである。預金設定によつて貸出がおこなわれるばあいには、預金設定による貸出にもとづいて生れる預金がある。この預金は「想像的な預金」といわれており、けつして産業資本家や商業資本家の貨幣蓄藏の成果をあらわすものではない。それは借手にとつては「借入」をあらわし、銀行にとつては「貸出」をあらわすものである。この預金は、銀行が無準備の自己にたいする債務を負ふことによつて設定されたものであるから、たんなる貨幣請求権をあらわしているにすぎず、想像的な、

仮空なものであるにすぎない。ところで、小切手が流通するようになるに産業資本家や商業資本家は、うけとった小切手によって貨幣蓄藏をおこなうようになる。小切手による貨幣蓄藏がおこなわれうるのは、その「現実の金との同一性」にある。しかし、この貨幣蓄藏は、金貨幣を支払うという「支払約束」である、自己価値ではない、小切手による貨幣蓄藏であるから、自己価値でないものによる貨幣蓄藏であるという意味において仮空の貨幣蓄藏である。したがって、銀行券による貨幣蓄藏のばあいと同様に、「独立的な致富形態としての貨幣蓄藏」のためには小切手はもちいられない。

産業資本家や商業資本家は、小切手によって貨幣蓄藏をおこない、それでもって銀行に預金する。小切手によってなされた預金は、自己価値でない、「支払約束」によってなされたという意味においては仮空であるが、しかし、これらにとっては貨幣蓄藏の成果である。ところが、小切手は、その支払をなすべき銀行にとっては、自己の「支払約束」を表現するものにすぎず、なら蓄藏貨幣としての意味をもつものではない。銀行にとって蓄藏貨幣の形態にある貨幣は、金庫のなかにある金貨幣のみである。

(34) 講座『信用理論体系』、1、三宅義夫稿、「第一章 概説——信用理論の体系」、五一ページ
(35) *Das Kapital*, Bd. III, S. 500, 邦訳、『資本論』第三部、六五一ページ。

以上、(一) 銀行の貸出が金貨幣そのものでおこなわれるばあい、および (二) 銀行の貸出が金貨幣を支払うという「支払約束」(信用貨幣) でもっておこなわれるばあいを (a) 銀行の貸出がその銀行の自己銀行券でもっておこなわれるばあいと (b) 銀行の貸出が預金設定によっておこなわれるばあいとにわけて、これらのばあいに銀行に集積された蓄藏貨幣が銀行においてどのようなか、ということについて考察してきた。その結果、銀行において蓄藏貨幣の形態にとどまっているものは、いずれのばあいにおいても銀行の準備金として銀行の金庫のなかに存在する

金貨幣であるということがあきらかになつた。もちろん、銀行の準備金といつてもそれぞれのばあいにおいて、その役割、機能はことなつてゐる。すなわち、(一)のばあいには、それは預け入れられた預金のための準備金であり、(二)の (a) のばあいには、それは預け入れられた預金の金貨幣による払出のための準備金および銀行券の兌換のための準備金であり、(二)の (b) のばあいには、それは預け入れられた預金および貸出によつて設定された預金の金貨幣での払出のための準備金であり、そしてまた、いずれのばあいにおいても不時の請求にたいして応ずるための準備金がふくまれている。このように、銀行の準備金の役割、機能は、それぞれのばあいにおいてことなつてゐるが、銀行の準備金として銀行に存在する金貨幣が蓄藏貨幣の形態にあるということについてはかわりがない。また銀行の準備金は、金貨幣での預金の払出あるいは銀行券の兌換などによつて減少し、金貨幣の預け入れによつて増大するというように増減するが、しかし、銀行の準備金として銀行に存在する金貨幣の大きさが、現実には、社会的に存在する蓄藏貨幣の大きさをあらわしているといふことについてはかわりがない。かくして「諸銀行の準備金は、資本制生産の発達した諸国では、平均的にはつねに、蓄藏貨幣として現存する貨幣の大きさをあらわす⁽⁸⁶⁾」ということになる。そして、ここでの蓄藏貨幣は、銀行の準備金としての蓄藏貨幣である。

(86) *Das Kapital*, Bd. III, S. 513, 邦訳、『資本論』第三部、六六五ページ。

第一章第二節において、わたくしは、蓄藏貨幣を広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣とに区分し、それぞれについてつぎのように述べた。「広義の蓄藏貨幣とは、流通の中断によつて、流通してゐない、非流通手段として存在する貨幣をいう」。「つぎに、狭義の蓄藏貨幣とは、流通の中断によつて、流通してゐない、非流通手段として存在するが、さらに流通の外部にでており、流通貨幣量から分離されている貨幣をいう⁽⁸⁷⁾」。そこで、つぎに、銀行の準備金としての

蓄藏貨幣をこの面から考察して、銀行の準備金としての蓄藏貨幣は、広義の蓄藏貨幣としてのみ理解されるべきであるか、または狭義の蓄藏貨幣としてのみ理解されるべきであるか、あるいはまた銀行の準備金としての蓄藏貨幣は、広義の蓄藏貨幣としてのみ理解されるべき部分と狭義の蓄藏貨幣として理解されるべき部分とからなりたっているかと考えるべきであるかどうか、ということについてみてみよう。

銀行の準備金としての蓄藏貨幣は、銀行の金庫のなかに存在しているのであるから、それは、流通を中断されており、流通していない、非流通手段としての貨幣である。「流通の中断によって、流通していない、非流通手段として存在する貨幣」は、広義の蓄藏貨幣である。したがって、銀行の準備金としての蓄藏貨幣は、広義の蓄藏貨幣であるということが出来る。このように、銀行の準備金としての蓄藏貨幣は、広義の蓄藏貨幣であるといふことは出来るのであるが、それは、ただ広義の蓄藏貨幣としてのみ理解されるべきかどうか、いいかえれば、さらに狭義の蓄藏貨幣として考えることができるか、あるいはできないか。この問題を検討するためには、銀行の準備金としての蓄藏貨幣をそれのはたす役割、機能との関連において考察することが必要である。

まえに、銀行のおこなう貸出と関連させて銀行に集積された蓄藏貨幣が銀行においてどのようなかについて述べたところからあきらかなように、銀行にとどまる銀行の準備金としての蓄藏貨幣は、預金の払出のための準備金として、銀行券の兌換のための準備金として、さらに不時の請求にたいして応ずるための準備金としての使命、役割をはたしている。

預金は、要求払預金(当座預金)と定期性預金とに大別することができる。当座預金は、産業資本家や商業資本家が形成する「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣によって本来なりたってきたものである。

ところで、この「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣は、第三章第一節においてのべたように、「国内的流通のための購買手段および支払手段の準備金として『資本のうちつねに貨幣形態で現存していなければならない部分』、すなわち国内的流通にはいる『蓄藏貨幣の第一形態』にぞくする蓄藏貨幣は、貨幣として広義においてのみ蓄藏貨幣であるにすぎないが、国際的流通のための購買手段および支払手段の準備金として『資本のうちつねに貨幣形態で現存していなければならない部分』、すなわち国際的流通にはいる『蓄藏貨幣の第一形態』にぞくする蓄藏貨幣は、貨幣として広義の蓄藏貨幣であるばかりでなく、狭義の蓄藏貨幣である」⁽³⁸⁾と理解される。このように、産業資本家や商業資本家によって形成される「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣は、それが国内的流通にはいるものであるか、あるいは国際的流通にはいるものであるかによって、広義においてのみ蓄藏貨幣であるものと広義においてのみならず狭義の蓄藏貨幣であるものとに区別され、蓄藏貨幣の意味がことなってくるのであるが、これらの「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣は、いずれにしても、信用制度、銀行制度の発達にともなう蓄藏貨幣の純技術的な諸操作を代行してもらうために、一面において貨幣取扱業務をおこなう銀行に集積される。このばあい、産業資本家や商業資本家によって「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣が銀行に預けられる預金の形態は当座預金という形態である。銀行は、貨幣取扱業務をおこない、貨幣の純技術的な諸操作を集積し、短縮し、簡單化し、「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣を経済的最小限に縮小するための技術的手段を提供することによって、集積された「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣の一部分を貸付可能な貨幣資本に転化し、そして貸出し、一部分を当座預金の払出のための準備金として保有することになる。当座預金の払出のための準備金は、産業資本、商業資本の循環過程のなかにあつて購買手段および支払手段の準備金として貨幣資本の形態にあり、資本の循環

他の諸段階との関連によって貨幣資本として機能しており、「準備貨幣資本」であるところの「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣が銀行に預けられてとる預金にたいしての準備金であり、それは、社会的に、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣として、つまり、購買手段および支払手段の準備金として機能しているところのものである。したがって、銀行が保有する当座預金の払出のための準備金としての蓄蔵貨幣は、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣であり、社会的に、購買手段および支払手段の準備金として機能している貨幣資本である。

そこで、かりに当座預金の払出のための準備金がすべて国内的流通のためのものであるとするならば、「国内的流通にはいる『蓄蔵貨幣の第一形態』にぞくする蓄蔵貨幣は、貨幣としては流通手段あるいは支払手段としての貨幣の一部分であり、流通貨幣量の一部分を構成してそれから分離されておらず、流通の外部にでない。したがって、それは広い意味においてのみ蓄蔵貨幣であるにすぎない³⁹⁾」のであるから、国内的流通のための当座預金の払出のための準備金としての蓄蔵貨幣は広義においてのみ蓄蔵貨幣である。しかし、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、すべて国内的流通にはいるわけではなく、国際的流通にはいるものもふくまれているわけであるから、したがって、当座預金には国内的流通のためのものと国際的流通のためのものとがふくまれているから、当座預金の払出のための準備金としての蓄蔵貨幣は、すべて広義の蓄蔵貨幣であるといふことはできない。「国際的流通にはいる『蓄蔵貨幣の第一形態』にぞくする蓄蔵貨幣は、貨幣としては、流通していかない、非流通手段としての貨幣である。つまり、広義の蓄蔵貨幣であるということはいふまでもないが、さらに、流通に必要な貨幣量から分離されており、その外部に存在している貨幣が狭義の蓄蔵貨幣であるから、それは、狭義の蓄蔵貨幣の第一形態であるといわなければならぬ⁴⁰⁾」のであるから、国際的流通のための当座預金の払出のための準備金としての蓄蔵貨幣は、狭義の蓄蔵貨幣であ

ると考えなければならぬ。

まゝにのべたように、銀行が「支払約束」をつくりだして貸出をおこなうばあいの一つに預金設定による貸出がある。この預金設定による銀行の貸出にもとづいて生れる預金の形態は当座預金である。銀行は、当座預金を貸出の一つの形態として設定するわけであるが、借入れた産業資本家や商業資本家は、この当座預金をもって購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本として、つまり「準備貨幣資本」として運用する。いかえれば、それは産業資本家や商業資本家の貨幣蓄藏——「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣の形成——の成果ではなく、借入れによって生じたものであるが、かれらにとっては、「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣として銀行に当座預金という形態で存在するものである。したがって、銀行の貸出によって生じた当座預金の払出のための準備金としての蓄藏貨幣は、「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣——しかしそれが形成される契機は本来のものでなく、貸出という契機にもとづいている——であり、それは購買手段および支払手段の準備金として機能している貨幣資本であると考えることができる。そこで、この銀行の貸出によって生じた当座預金の払出のための準備金としての蓄藏貨幣についても、さきに当座預金が産業資本家や商業資本家によって形成され、この当座預金の払出のための準備金としての蓄藏貨幣についてのべたことが、貨幣としての面においてはそのまま妥当するということができる。

つぎに、預金のもう一つの大別された形態である定期性預金は、産業資本家や商業資本家たちによって形成された「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣によってなりたつ。「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、資本の再生産過程における必然的、または偶然的な諸契機にもとづいて形成され、資本の再生産過程から排除され、分離されており、この過程の外部にあつて『遊休』し、『失業』している『遊休貨幣資本』であり、『貨幣形態で充用

を待っている失業資本』である。ところで、『蓄蔵貨幣の第二形態』にぞくする蓄蔵貨幣は、資本の再生産過程から排除され、分離され、この過程の外部にあって『遊休』し、『失業』しているということは、貨幣としての面よりみれば、それが流通していない、非流通手段としての貨幣である、すなわち、広義の蓄蔵貨幣の形態にあるということはいいあらわしているばかりでなく、それが、流通の外部に存在し、流通貨幣量から分離されている非流通手段としての貨幣である、すなわち、狭義の蓄蔵貨幣であるということはいいあらわしている。なぜならば、もしそれが流通の外部にでておらず、流通貨幣量から分離されていない非流通手段としての貨幣である、したがって、広い意味においてのみ蓄蔵貨幣であるとするならば、資本として本来の意味において『遊休』し、『失業』している『遊休貨幣資本』、『貨幣形態で充用を待っている失業資本』というようには規定することができないからである。したがって、『蓄蔵貨幣の第二形態』にぞくする蓄蔵貨幣は、狭義の蓄蔵貨幣であると規定することができる⁽⁴⁾。ところで、この『蓄蔵貨幣の第二形態』にぞくする蓄蔵貨幣は、第一節においてのべたように、「失業」している「遊休貨幣資本」であるので、信用制度のもとにおいては、利子を取得するために一定の期間、銀行に預けいられる。このばあいの預金の形態が定期性預金である。したがって、産業資本家や商業資本家たちは、かれらが形成した「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を貨幣資本家としての資格において利子生み資本として投ずることになる。銀行は、貨幣に利子をつけて預かることよって、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を集積し、そしてこれらを利子生み資本として一定の期間、より高い利子をつけて貸出し、そして利潤を獲得する。「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、それが銀行に預けいられるときに結ばれた一定の期間は、銀行によって貸出されるのであり、したがって銀行の金庫のなかにとどまっておらず、借手である他の産業資本家や商業資本家たちによって蓄蔵貨幣の形態

から流通形態に転化せしめられる。したがって、一定の期間のあいだは、この預金からの払出はおこなわれないのであるから、銀行はこの預金のための払出の準備金を保有する必要はない。銀行がその貸出を「支払約束」でもっておこなうばあいには、集積された「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣の形態にある金貨幣は、銀行の貸出によって蓄藏貨幣の形態から流通形態に転化することなく、銀行の金庫のなかにとどまり銀行の準備金としての役割をはたす。しかし、この銀行の準備金としての役割とは、当座預金の払出にたいする準備金としてであり、また兌換のための準備金としてであって、定期性預金の払出のための準備金としてではない。したがって、銀行は、理論的には定期性預金にたいする準備金を保有しておく必要はない。

しかし、以上のことは、すべての定期性預金が契約どおりに正常に一定の期間のあいだ払出がないというばあいである。実際には、一定の期間が経過していない以前に、契約を破棄して払出の請求がおこなわれるということを考慮にいれなければならない。契約を破棄して不時の預金の払出の請求があつたばあいに、銀行がこれに応じうるためには、不時の預金の払出の請求にたいする準備金を銀行は保有しておかなければならない。また、さきの当座預金の払出のための準備金が不足するようなばあいにもそなえて、銀行は準備金を保有していなければならない。これらの準備金は、銀行の本来の意味における準備金である。

この不時の預金の払出の請求に応ずるための準備金としての蓄藏貨幣は、さきの当座預金の払出のための準備金としての蓄藏貨幣とはことなり、それは流通の外部にでている、流通貨幣量の一構成部分ではない、それから分離されている非流通手段としての貨幣であり、銀行の業務が正常におこなわれているばあいには「遊休」している貨幣である。したがって、不時の預金の払出の請求に応ずるための準備金としての蓄藏貨幣は、狭義の蓄藏貨幣である。

以上、当座預金の払出のための準備金としての蓄蔵貨幣および不時の預金の払出の請求に應ずるための準備金としての蓄蔵貨幣についてみてきたが、前者のうち国内的流通にはいるものは広義においてのみ蓄蔵貨幣であり、前者のうち国際的流通にはいるもの、および後者は広義における蓄蔵貨幣であるばかりでなく、狭義の蓄蔵貨幣であると理解される。そこで、つぎに、銀行券の兌換のための準備金としての蓄蔵貨幣についてみてみよう。

銀行券とは、まえにのべたように、その持参人についてもそれとひきかえに金貨幣を支払うということを約束した銀行の約束手形である。銀行券は、その「現実の金との同一性」、すなわち兌換性にたいする信頼にもとづいて流通する。したがって、兌換銀行券を兌換銀行券として維持するためには、兌換性がつねに確保されていなければならぬ。発券銀行は、発行した銀行券の兌換性を確保し、それが信頼されて自己銀行券が流通しうるために、兌換のための準備金を保有しなければならない。しかし、この兌換のための準備金は、さきの(a)においてのべたように、発行した銀行券と同額であることは必要とされず、発行額より少なくてすむ。銀行券が流通しているかぎり、あるいはそれが発券銀行に預金などのかたちで還流してくるというようなばあいには、兌換は請求されない。ところが、これらのばあい以外には、銀行券は兌換請求というかたちで発券銀行に還流してくるから、銀行はそれにたいして金貨幣を支払わなければならない。この兌換の請求に応じうるために保有されているのが、兌換のための準備金である。さて、この兌換のための準備金としての蓄蔵貨幣は、広義の蓄蔵貨幣としてのみ理解されるべきであるか、あるいは狭義の蓄蔵貨幣であると規定することができるかどうか。

いまのべたように、銀行券の兌換請求は、銀行券がその発券銀行に預金というかたちで、またその銀行にたいする債務の返済というかたちで還流してくるばあい、あるいはそれが流通裡にとどまっているかぎりにおいてはおこなわ

れないが、それ以外のばあいには兌換を請求されるわけであるから、発券銀行はそれにはたいして金貨幣を支払わなければならぬ。銀行がもしこの兌換の請求に応じないで金貨幣を支払わないとすれば、その銀行が発行している銀行券の兌換性が確保されていないということになり、その銀行券にたいする兌換性の信頼は失われ、その銀行券は流通することができなくなるであろう。したがって、発券銀行にとってこの兌換のための準備金は、銀行券の兌換性を維持し、そして銀行券がその兌換性を信頼されて流通することができるために絶対必要とされるものである。それは、銀行券が流通することのできる根拠であるところの兌換性を確保し、維持しているものであり、兌換の請求に応ずるために存在している。

ところで、流通する銀行券の数量は、発券銀行の自由意志によって恣意的に増加することはできない。「流通している銀行券の数量は、交易上の必要に順応するのであって、あらゆる過剰な銀行券は、ただちにその発券銀行に還流する⁽⁴²⁾」。したがって、流通速度や諸支払の節約があたえられているものと前提すれば、諸商品の価格総額によって決定されるという流通貨幣量の法則が銀行券流通においても妥当することになる。流通している銀行券は、それが流通していなければ流通するであろう金貨幣のかわりに流通しているものであり、兌換のための準備金としての蓄藏貨幣はその銀行券が流通することのできる「現実の金との同一性」、すなわち兌換性を維持し、確保しているのである。したがって、兌換のための準備金としての蓄藏貨幣は、流通していない、非流通手段としての貨幣であり、そして流通の外部にでており、流通貨幣量から分離されている貨幣である。すなわち、銀行券の兌換のための準備金としての蓄藏貨幣は、広義の蓄藏貨幣であるばかりでなく、狭義の蓄藏貨幣であると考えられる。

以上、銀行の準備金としての蓄藏貨幣を広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣とに区分する面から考察するために、銀

行の準備金のそれぞれの使命、役割との関連においてそれぞれの準備金としての蓄蔵貨幣を、どのような意味における蓄蔵貨幣として理解したらよいかということについてのべてきたが、要約するとつぎのようになる。

国内的流通のための預金の払出のための準備金としての蓄蔵貨幣は、広義においてのみにおける蓄蔵貨幣であり、国際的流通のための預金の払出のための準備金としての蓄蔵貨幣、および兌換のための準備金としての蓄蔵貨幣は狭義の蓄蔵貨幣である。そしてさらに、不時の預金の払出のための準備金としての蓄蔵貨幣は、銀行の本来の意味における準備金としての蓄蔵貨幣であって、それは狭義の蓄蔵貨幣である。したがって、銀行の準備金としての蓄蔵貨幣は、広義の蓄蔵貨幣としてのみ理解されるべき部分と狭義の蓄蔵貨幣として理解されるべき部分とからなりたっているということになる。

- (37) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(一)」(『立教経済学研究』第十五卷第二号所収)三三三ページ。
- (38) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(三)」(『立教経済学研究』第十五卷第四号所収)三三七ページ。
- (39) 前掲論文、二三五ページ。
- (40) 前掲論文、二三七ページ。
- (41) 前掲論文、二五五ページ。
- (42) *Das Kapital*, Bd. III, S. 569, 邦訳『資本論』第三部、七四三ページ。

二

第一項においては、銀行に集積された種々の形態における蓄蔵貨幣が、銀行のおこなう貸出との関連においてどのようなか、銀行の貸出が金貨幣そのものでおこなわれるばあい、銀行の貸出が金貨幣を支払うという「支払約束」——「支払約束」の代表的なものとして銀行券、預金設定のもとにおいて——でもっておこなわれるばあいにお

いて考察し、そして銀行に蓄藏貨幣の形態においてどまらざる金貨幣は、銀行の準備金としての機能を果たし、この蓄藏貨幣は、銀行の準備金としての蓄藏貨幣であるということをのべた。そしてさらに、銀行の準備金としての蓄藏貨幣を広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣とに区分する面から考察した。したがって、信用制度のもとにおいては、蓄藏貨幣は、諸銀行の準備金という形態において存在しているということになり、「諸銀行の準備金は、資本制生産の発達した諸国では、平均的にはつねに、蓄藏貨幣として現存する貨幣の大きさをあらわす⁽¹⁾」ということになる。

ところで、このように諸銀行の準備金は、「平均的にはつねに、蓄藏貨幣として現存する貨幣の大きさをあらわす」のであるが、しかし、この蓄藏貨幣は、やがて金貨幣そのものによってのみ構成されることなく、「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」によって構成されるようになる。すなわち、「この蓄藏貨幣（諸銀行の準備金としての蓄藏貨幣——小林）の一部分は、それ自身ふたたび、自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書からなっている⁽²⁾」というようになる。

第一項においては、銀行の準備金は、金貨幣によって構成されるものとして考察してきた。したがって、これまでのところでは、銀行の準備金を構成しているものは金貨幣であり、いわゆる金属準備であった。しかし、いまのべたように、諸銀行の準備金は、金貨幣によってのみ構成されずに、その一部分は「それ自身ふたたび、自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」によっても構成されるようになる。いかえれば、信用制度、銀行制度の発達、およびその中央集権化にもなつて、いままですべて銀行の準備金の全部を構成していた金貨幣は、諸銀行の準備金の構成部分の一部分となるか、あるいはさらにはまったくその構成部分から排除され、姿を消してしまうようになり、これにかわつて諸銀行の準備金の一部分は、「それ自身ふたたび、自己価値でない証券——金にたいするたんなる指

「図書」から構成されるようになり、さらには、主としてこれらの「金にたいするたんなる指図書」から構成されるようになるのである。したがって、諸銀行の準備金は、信用制度の発達にもなって、自己価値でない、金にたいするたんなる指図書によって構成されるようになるという意味において、仮空なものとなっていくわけである。

そこで、この諸銀行の準備金の仮空化について考察することにする。

まずさいしょに、さきに引用した『資本論』の文章のなかにおける「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」とは、具体的にどのようなものであるか、ということについてみてみよう。

飯田繁教授は、新訂『利子つき資本の理論』の第八章銀行資本と擬制資本の二擬制資本のなかで、この『資本論』の文章を解説されてつぎのようにのべられている。

「銀行の準備金は、発達した資本家社会においては、平均的にはいつも蓄蔵貨幣の数量を表現しており、その一部分は、金支払を約束した、それじたい価値——金ではないところの指図書、『金にたいする債務請求権』である紙券(Papier)、すなわち銀行券からなっている」⁽³⁾。

この文章によってあきらかなように、飯田教授は、「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」とは、「銀行券」であると解されている。⁽⁴⁾ 銀行券とは、「いつでも持参人に支払われうるところの、また銀行業者によって私人の手形に代置されるところの、銀行業者あての手形以外のなものでもない」⁽⁵⁾のであるから、銀行券それじたいは、自己価値ではなく、金貨幣を支払うことを約束した、「金にたいするたんなる指図書」である。しかし、このように、銀行券は、「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」であるとしても、発券銀行における銀行の準備金の一部分に自行発行の銀行券をくわえること、すなわち、銀行の準備金の一部分にその銀行の自己銀行券をくわ

えることはできないであろう。なぜなら、その銀行の自己銀行券は、その銀行の手もとにおいては、その銀行にとつてはなにもものをもいいあらわすものではないからである。したがって、銀行の準備金の一部分が「銀行券」でもって構成されるといっても、ある銀行における銀行の準備金を構成する銀行券は、他の銀行の発行した銀行券でなければならぬ。さらに、私営の他の発券銀行の発行した銀行券は、その兌換性にたいする信頼、あるいはその銀行券の流通範囲などにはおのずから一定の限度がある。そこで、銀行の準備金の一部分を構成する銀行券とは、結局のところ中央発券銀行の発行した中央銀行券であるということになる。飯田教授は、上記のように、銀行の準備金の一部分を構成する「金支払を約束した、それじたい価値——金ではないところの指図書、『金にたいする債務請求権』である紙券」を「銀行券」とされているわけであるが、その「銀行券」とは、すぐあとで「銀行準備金としての銀行券（主として中央銀行券）」とのべられているところから、中央銀行券であると理解されているように思われる。

つぎに、麓健一教授は、『金融経済論』第九章擬制資本の二名目化した銀行準備金のところでつぎのようにのべられている。

「つぎに、銀行業者の資本の一構成部分をなす準備金 (der Reservefonds) ——これは金または銀行券から形成される——について考えてみよう。……中略……

ところで、この準備金こそは、一見、まったく確かな存在物と考えられるのであるが、実際はこれすらも、かなりの程度まで幻想的なものであり、したがって擬制的なものなのである。ではなぜそうなるのか？

準備金なるものは、現実的流通の必要にしたがって、収縮または膨脹するものであるが、ある任意の銀行の準備金をみるに、その一部はこの銀行の金庫のなかに現実に保管されているものではなく、この銀行のほかの銀行にあ

って、これにたいするたんなる貨幣請求権に転化しているばあいが非常に多いのである。たとえば、イギリスにおける私営諸銀行の準備金は、預金の形態でイングランド銀行の手中にある。この点は、わが国の普通銀行のばあいも同様である。……中略……

このように、銀行の準備金もそのかなりの部分は、自己価値たる貨幣ではなく、一の幻想的な、たんなる貨幣請求権から成りたつていものである⁽⁶⁾。

麓教授は、まず銀行の準備金が「金または銀行券から形成される」ということをのべられている。そして「この準備金こそは、一見、まったく確かな存在物と考えられるのであるが、実際はこれすらも、かなりの程度まで幻想的なものであり、したがって擬制的なものなのである」、それは、「ある任意の銀行の準備金をみるに、その一部はこの銀行の金庫のなかに現実に保管されているものではなく、この銀行のほかの他の銀行にあって、これにたいするたんなる貨幣請求権に転化しているばあいが非常に多い」からであるとのべられている。したがって、教授が「銀行の準備金もそのかなりの部分は、自己価値たる貨幣ではなく、一の幻想的な、たんなる貨幣請求権から成りたつている」とのべられている「一の幻想的な、たんなる貨幣請求権」とは、他の銀行への預金ということになる。しかし、他の銀行への預金といっても、「たとえば、イギリスにおける私営諸銀行の準備金は、預金の形態でイングランド銀行の手中にある」とのべられているように、中央銀行への預け金である。したがって、麓教授は、「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指圖書」を中央銀行への預け金と解されているわけである⁽⁷⁾。

ところで、麓教授は、銀行の準備金は「金または銀行券から形成される」とのべられており、そして、いまのべたように、「自己価値たる貨幣ではなく、一の幻想的な、たんなる貨幣請求権」とは、教授の叙述にしたがえば、中央

銀行への預け金であると解されるわけであるから、「銀行券」は「自己価値たる貨幣」であるということになり、教授は、銀行券は、「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」ではないと考えられているということになる。教授が「銀行券」は「自己価値たる貨幣」であり、「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」ではないなどと考えられているとは思われないのであるが、少なくとも、ここでは、教授は、銀行券が「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」であるものとしては叙述されていない。

さいごに、三宅義夫教授は、講座『信用理論体系』、I、第一章概説——信用理論の体系の二の5 仮空資本のなかで、さきの『資本論』の文章を引用され、「この蓄藏貨幣の」の箇所「⁽⁸⁾」をもちいてこの蓄藏貨幣がどのようなものから構成されているかについてつぎのように註解されている。

「この蓄藏貨幣の〔金および中央銀行券または中央銀行への預け金からなるところの——三宅〕一部分は、それ自身ふたたび、自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書から成っている」。

三宅教授は、「⁽⁸⁾」内で、銀行の準備金としての蓄藏貨幣は、「金および中央銀行券または中央銀行への預け金」から構成されていると註解されているのであるから、銀行の準備金の一部分は、「それ自身ふたたび、自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書からなる」というばあいの「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」とは、具体的には「中央銀行券または中央銀行への預け金」であると解されていると思われる。

諸銀行の準備金としての蓄藏貨幣の一部分は、「それ自身ふたたび、自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書からなる」というばあいの「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指図書」とは、具体的に、以上のように、飯田教授は「銀行券(主として中央銀行券)」、麓教授は中央銀行への預け金、三宅教授は「中央

銀行券または中央銀行への預け金」であると解されているわけである。飯田教授は、中央銀行への預け金をあげられておらず、麓教授は中央銀行券についてふれられていない。

わたくしは、三宅教授の註解にしたがい、「自己価値でない証券——金にたいするたんなる指圖書」を中央銀行券および中央銀行への預け金と理解し、これらの中央銀行券および中央銀行への預け金がどうして諸銀行の準備金の一構成部分となりうるのか、つまり、どうしてこれらのものが諸銀行の準備金として機能することができるのか、さらに、これらのものが諸銀行にとって蓄蔵貨幣となりうるのはなぜか、などのことについて、以下考察していくことにする。

- (1) *Das Kapital*, Bd. III, S. 513, 邦訳、『資本論』第三部、六六五ページ。
 - (2) a. a. O., Bd. III, S. 513, 邦訳、前掲書、第三部、六六五—六六六ページ。
 - (3) 飯田繁著、新訂『利子つき資本の理論』、一九三—四ページ。
 - (4) 「銀行の予備基金の一部もまた金の支払指図証券（銀行券）という自己価値ではない証券から成っている」（大内・向坂監修、マル・エン選集、14、『資本論解説』、新潮社、二八五—二八六ページ）。
 - (5) *Das Kapital*, Bd. III, S. 440, 邦訳、『資本論』第三部、五七三—五七四ページ。
 - (6) 麓健一著『金融経済論』、二七六—二七七ページ。
 - (7) 「所謂銀行の準備金即ち金準備さへもかなりの程度まで擬制的である。任意の銀行の所謂金準備を取って見ると、その一定部分（或るときは少く、或るときは非常に多い）は決して銀行の金庫のなかに保管されてある金ではなく、他の何等かの銀行がこの銀行に与へた信用であるに過ぎない場合が非常に多い。イギリスの諸預金銀行の準備金はイングランド銀行に於けるこれらの銀行の勘定に外ならない」（トラハテンベルグ『現代の信用及び信用組織』、川崎巳三郎訳、一〇三—一〇四ページ）。
 - (8) 講座『信用理論体系』I、三宅義夫稿「第一章概説——信用理論の体系」、六七—六八ページ。
- (一) まず中央銀行券についての考察からはじめよう。

銀行券の発行は、発券銀行にかぎられるわけであるが、近代的銀行業の初期の時代においては、一般に銀行業者はいずれも自己の銀行券を発行する発券銀行であった。ところが、以後しだいに信用制度の発達にともなって銀行券の発行は、ある特定の一銀行——中央発券銀行——にかぎられ、統一されるようになり、普通の銀行は、銀行券の発行をやめてもっぱら預金の取扱を主とするようになり、いわゆる預金銀行になっていった。銀行券の発行が、このように中央発券銀行に集中され、統一されるようになったのは、一つには、銀行券という信用貨幣が他の信用貨幣に比してよく流通しうるといふ根拠をもっていることにもとづく、資本制的流通におけるその重要性からであり、二つには、資本制社会における貨幣制度の統一、そしてこのことから要請されてくる強固な基礎をもつ銀行券の発行という資本制社会の発達にともなって必然的に生じてくる要求をみたすためであり、三つには、国家の財政上の必要をまかなうという中央銀行の設立の直接的な動機と関連する銀行券発行の特権の中央銀行への賦与ということのためである。

まえにのべたように、銀行券とは、いつでもそれとひきかえに金貨幣を支払うことを約束した銀行業者の約束手形である。中央銀行券も銀行券であることにはかわりがないのであるから、中央銀行券は中央銀行のいつでもそれとひきかえに金貨幣を支払うという約束手形である。しかし、中央銀行券は、一国における中央発券銀行が発行する銀行券であるから、一般の私営の発券銀行が発行する銀行券よりも兌換性にたいする基礎が強く、したがってまた、中央銀行券にたいする信頼も厚い。したがって、中央銀行券の流通する範囲は、一地方にかぎられずその国の全領域において一般的に流通することができる。それが一国内の全領域において流通しうるのは、「信用貨幣そのものは、それが名目価値の額において絶対的に現実の貨幣を代表するかぎりでのみ、貨幣である」⁽¹⁰⁾のであるから、中央銀行券の

「現実の金との同一性」⁽¹¹⁾、いいかえれば、中央銀行券の兌換性にたいする信頼が一国内の全領域にわたってあり、そしてそれが銀行券としていつでも持参人に金を支払うという一覽払であり、また額面に端数がないということなどのためである。つまり、中央銀行券が流通しうる根拠は、それが信用貨幣としての兌換性にたいする信頼が厚く、ゆるぎないということにある。したがって、中央銀行券は、一国の銀行制度の中央集権的形態であるところの中央銀行制度の産物として、信用貨幣の最高の発展形態であるということができよう。しかし、中央銀行券と地方銀行券とを区別づけるものは、ただたんにその兌換性にたいする信頼の厚薄ということばかりではない。中央銀行券にはさらにつぎのような規定がつけくわわる。そして、この規定が中央銀行券と地方銀行券とを区別づける決定的な差異となっている。それは、中央銀行券は、事実上または法律上、法貨たる地位をあたえられており、中央銀行券は法貨性をもっているということである。つまり、中央銀行券は、国内においては、最終的な通貨として、法定支払手段として通用するものとみとめられているということである。中央銀行券は、法律の上で法貨としての地位があたえられていないくとも、事実上、法貨であるという地位があたえられていたのであり、のちに法律上、法貨であるともみとめられてからは、それがより確かに法貨であるということを確認されたということにすぎない。『資本論』においては、このことについてつぎのようにかかれている。「たいていの国では、銀行券を発行する主要銀行は、ナチオナル・バンク（国民的銀行）とプリバート・バンク（私営銀行）の奇妙な混合物として、事実上ナチオナルな信用を背後にもち、その銀行券は多かれ少なかれ法定支払手段（gesetzliches Zahlungsmittel）である」⁽¹²⁾。三宅教授は、この文章についてつぎのように解説されている。「ここで『銀行券を発行する主要銀行』というのは、たとえばイギリスであればイングランド銀行であるが、これを『ナチオナル・バンクとプリバート・バンクとの奇妙な混合物』といっているの

は、当時まだイングランド銀行も中央銀行——銀行の銀行——としての性格において純化されていなく、市中銀行と競争していた面があり、その経営において自行の利潤取得が念頭から去っていなかった、という事情が存していたからである。したがって中央銀行が中央銀行たる性格を確立している資本制社会のこんにちの段階においては、このよ
うな『混合物』と呼ぶことははや妥当でない。資本制社会での中央銀行であるかぎり、本質的には私的なものであり、ナチオナルな、社会的なものではないが、右で『混合物』といっているのはそういう意味からではない。つき
にかかる銀行が事実上『ナチオナルな信用』を背後にもっているといっているこの『信用』は信用貨幣——これは
中央発券銀行であれば金で支払われるという信頼に基づくものであるが——の『信用』とは異なるものであって、不
換紙幣でも必要とされるような『信用』のことである。たとえば、『一七九七年—一八一七年』この間同行は兌換を
停止していた⁽¹³⁾のイングランド銀行の銀行券は、国家によってのみ信用を有していた⁽¹⁴⁾（III. 589. 磅点——三毛）とい
っている⁽¹³⁾のである⁽¹⁴⁾。

以上のように、中央銀行券は、信用貨幣として兌換銀行券であると同時に、法定支払手段として法貨性もっている。したがって、中央銀行券は、国内において他の信用貨幣に比して、すぐれて「現金」たる役割をはたすことができ、最終的通貨として通用することができるとしてみとめられているということになる。

さて、中央銀行券が金貨幣とならんで国内において「現金」として、法貨として流通するようになると、私営の発券銀行は、その発行した銀行券の兌換の準備として中央銀行券をもちいることができ、また預金の払出にたいしても銀行は、金貨幣を支払うことなしに中央銀行券によって応ずることができるようになる。したがって、私営の発券銀行が発行する地方銀行券は、金貨幣または中央銀行券の支払を約束しているものとなり、⁽¹⁵⁾預金の払出は、金貨幣また

は中央銀行券でおこなわれることになる。また銀行への預金も金貨幣および中央銀行券、またはこれらにたいする支払指図書をもっておこなわれるようになる。私営の發券銀行が、自己銀行券の兌換の請求にたいして中央銀行券をもちることができ、また預金の払出にたいして銀行は、中央銀行券でもって支払うことができれば、中央銀行券は諸銀行にとっての銀行の準備金の構成要素となりうる。中央銀行券が、諸銀行の準備金の構成要素となることができ、諸銀行にとってはそれが蓄藏貨幣としての貨幣であるということができ、まえにのべたように、中央銀行券がそれとひきかえに金貨幣を支払うという中央銀行の約束手形であり、したがってその兌換性にたいする信頼が厚く、ゆるぎないものとされており、しかも法貨性をもち国内においては法貨として通用するものとみとめられているからにはかならない。したがって中央銀行券が流通するようになると、諸銀行の準備金は、金貨幣のみによって構成されることなく、中央銀行券によっても構成されるようになり、諸銀行の準備金の一部分は、法貨ではあるが、自己価値でない、金貨幣を支払うという支払指図書によって構成されることになり、諸銀行の準備金の一部分は、自己価値でない、金貨幣にたいするたんなる支払指図書によって構成されるという意味において仮空なものとなる。このように、一般の諸銀行の準備金の一部分は、中央銀行券によって構成されるようになって仮空なものとなるが、中央銀行の準備金は、金貨幣によって構成されていなければならない。なぜならば、中央銀行券は、中央銀行自身の金貨幣を支払うという約束手形であり、同行自身の支払においては中央銀行券は法貨たりえず、兌換請求にたいしては金貨幣をもつて応じなければならないからである。中央銀行券が流通するようになって銀行の準備金の一部分が仮空なものとなるというばあいの銀行の準備金とは、中央銀行以外の一般の諸銀行における銀行の準備金であって、中央銀行の準備金ではない。

(9) 「最初、銀行券は私立銀行をも含む多くの銀行によって発行される。やがて、資本主義国の貨幣制度におけるその重要性が増して来るにつれて、その発行は銀行券の流通を統制すべき中央国立発券銀行に移譲される」(コムアカデミヤ経済学研究所編『貨幣と信用』〔資本主義篇〕、米村正一訳、一八六ページ)。

(10) *Das Kapital*, Bd. III, S. 561, 邦訳『資本論』第三部、七三〇ページ。

(11) a. a. O., Bd. III, S. 561, 邦訳『前掲書』第三部、七三二ページ。

(12) a. a. O., Bd. III, S. 440, 邦訳『前掲書』第三部、五七三ページ。

(13) 講座『信用理論体系』、I、三宅義夫稿「第一章 概説——信用理論の体系」、五六一七ページ。

(14) 中央銀行券であるイングランド銀行券が法定支払手段となっていることを『資本論』の他の箇所においては、つぎのようにして示されている。

「貨幣、すなわち金または銀行券——この後者はそれがイングランド銀行券のような法定支払手段たるかぎりにおいて——……略……」(*Das Kapital*, Bd. III, S. 493, 邦訳『資本論』第三部、六四二ページ)。

「イングランドではイングランド銀行券だけが法定支払手段として一般的に流通するのであるから、われわれはここでは、地方諸銀行券の大した額でもなく、また地方的にすぎない流通を無視することができる」(a. a. O., Bd. III, S. 569, 邦訳『前掲書』第三部、七四三ページ)。

(15) 「銀行券を発行する私営銀行にあっては、……その銀行券が地方的流通にとどまっていなく、といって、預金の形態でまたは満期手形の支払のためにその銀行自身に帰ってくることもないとすれば、その銀行券は、その銀行がそれとひきかえに金または、イングランド銀行券〔中央銀行券〕を支払わねばならぬ人々の手に帰することになる」(a. a. O., Bd. III, S. 499, 邦訳『前掲書』第三部、六五〇ページ、傍点および「」内は小林)。

(一) 諸銀行の準備金の一部分は、さらに中央銀行への預け金という形態をとるようになる。中央銀行への預け金という形態をとるようになるのは、つぎのような事情による。すなわち、自行あての小切手の支払を他行支払の小切手と交換することによって相殺をおこない、さらに残された差額の支払をも「現金」によって決済することなく、振

替によって決済をするためには、諸銀行が中央銀行にそれぞれ預金勘定を設定していなければならないということである。そこで諸銀行は、「手形交換」によって生ずる差額の支払を一方の預金口座から他方の預金口座への振替によって決済をし、現実の貨幣での支払を節約するために、諸銀行の準備金の一部分を中央銀行に預けいれ、諸銀行は、それぞれ中央銀行に預金勘定をもつようになる⁽¹⁶⁾。また、第一項においてのべた諸銀行の本来の意味における準備金としての蓄蔵貨幣も中央銀行に預けられる。こうして諸銀行の準備金の一部分は、中央銀行への預け金という形態をとるようになるのであるが、この中央銀行への預け金は、諸銀行の中央銀行にたいする貨幣請求権であるにすぎず、したがって、自己価値でない、金貨幣にたいするたんなる指図書であるにすぎないのであるから、諸銀行の準備金は、その一部分が中央銀行への預け金という形態をとることによって、仮空なものとなる。そしてこの諸銀行の準備金が中央銀行への預け金という形態をとる部分は、諸銀行の準備金のかなりの部分をしめている。『資本論』第三卷第二十章銀行資本の諸成分のなかで、エンゲルスは、註九六を附記して一八九二年十一月におけるロンドンの十五大銀行の銀行の準備金にかんする一八九二年十二月十五日付の『デイリ・ニューズ』紙から借りてきた数字を記載し、そして「この約二千八百万の準備金のうち、少なくとも二千五百万はイングラント銀行に預託されており、たかだか三百万が現金で十五銀行自身の金庫にあるだけである⁽¹⁷⁾」とのべている。

以上、のべてきたように、諸銀行の準備金の一部分は、中央銀行への預け金という自己価値でない、金貨幣にたいするたんなる指図書によって構成されることになり、こうして諸銀行の準備金の一部分は、自己価値でない、金にたいするたんなる指図書によってなりたっているという意味において仮空なものになる⁽¹⁸⁾。

ところで、私営の発券銀行が発行する地方銀行券の兌換にたいして中央銀行券がもちいられ、また諸銀行の預金の

払出が中央銀行券によって、あるいは小切手によってなされるようになると、いかえれば総じて流通手段の機能がこのようなものによつてはたされるようになる、金貨幣の流通はいちじるしく節約されることになり、また補助貨幣での支払においても、それには価値尺度の機能をはたす金貨幣が必要とされないから、金貨幣は、中央銀行への諸銀行の準備金として集中されるようになる。中央銀行へ金貨幣がどれだけ集中されるかということは、信用制度、銀行制度がどの程度まで中央集権化しているかに依存するのであるが、資本制生産の発達とともにこの中央集権化は必然的にすすむ。したがって、結局のところ発達した資本制社会のもとにおいては、金貨幣は中央銀行に集中され、金貨幣は、中央銀行の金庫のなかにあつて、中央銀行の準備金として存在していると考えられることができる。⁽¹⁹⁾

かくして、諸銀行は、その準備金をもっぱら中央銀行券および中央銀行への預け金という形態において保有することになる。中央銀行券、中央銀行への預け金は、いずれも金貨幣にたいするたんなる支払指図書であり、金貨幣にたいする請求権をあらわすものであつて、それらは、自己価値ではないから、諸銀行の準備金は、このような意味において仮空なものとなつてしまふのである。

第一項においては、諸銀行の金庫のなかにとどまる準備金は、蓄藏貨幣の形態にある金貨幣であつたのであるが、この諸銀行の準備金は、いままでのべてきたところから、中央銀行券および中央銀行への預け金という形態において構成されることになり、したがつて、「諸銀行の準備金は、資本制生産の発達した諸国では、平均的にはつねに、蓄藏貨幣として現存する貨幣の大きさをあらわす」ものであるといつても、この「蓄藏貨幣」はもっぱら中央銀行券および中央銀行への預け金という形態で構成され、それが自己価値でないという意味において仮空なものであるにすぎないものとなる。諸銀行の準備金としての蓄藏貨幣は、諸銀行にとつては蓄藏貨幣であるとしても、それは中央銀行

券および中央銀行への預け金でもって構成されている自己価値でない、仮空なものとなる。中央銀行券および中央銀行への預け金が、諸銀行にとっての蓄蔵貨幣でありうるのは、それらが金貨幣にたいする指図書であり、請求権をあらわしている、つまりそれらの「現実の金との同一性」にもとづいている。かくして、仮空なものではなく、自己価値であり、十全な意味における蓄蔵貨幣は、中央銀行に集積され、そして中央銀行の準備金として機能している金貨幣であるということになる。そこで、つぎに中央銀行の準備金について考察することにする。

(16) 「銀行業者たちは、その当座の業務用の最低限度を、一部分は手もとに、一部分はイングランド銀行に、保有する」(*Das Kapital*, Bd. III, S. 584, 邦訳『資本論』第三部、七六一ページ)。

(17) a. a. O., Bd. III, S. 519, Fussnote 96, 邦訳、前掲書、第三部、六七三ページ、註(九六)。

(18) 本文においては、諸銀行の準備金の一部分が、中央銀行券および中央銀行への預け金によって構成されるようになり、それが自己価値でない、金貨幣にたいする指図書によって構成されるという意味において仮空なものとなることについてのべたが、諸銀行の不時の請求に応ずるための、本来の意味における準備金は、その一部分は中央銀行への預け金という形態をとるけれども、一部分は、すぐ「換金」しうるような有価証券にかえて利子を生む形態に投下される。それは、この準備金は正常のばあいにおいては「遊休」している貨幣であるからである。したがって、諸銀行の不時の請求に応ずるための、本来の意味における準備金は、中央銀行への預け金という形態においてばかりでなく、いまのべたような形態においても仮空なものとなっているということになる。

(19) 「この銀行「イングランド銀行——小林」は、しだいに国内の金属蓄蔵貨幣の不可避的貯蔵所となり、すべての商業上の信用の重点となった」(*Das Kapital*, Bd. I, S. 795, 邦訳『資本論』第一部、一一四九ページ)。

「ふたたび、イングランド銀行総裁モリス氏のいうことをきこう。——『私営諸銀行の準備金は預金の形態でイングランド銀行の手にある。金流出の第一の影響は、イングランド銀行だけにおよぶようにみえる。けれども金流出の影響は、同様に他の諸銀行の準備金にもおよぶであろう。なぜなら、金流出は、諸銀行がイングランド銀行に預けている準備金の一部分の流出にはかならないからである。だからこそ、それはすべての地方銀行の準備金にも影響するであろう』」(『商業的窮境』、一八四

七一四八年、〔二七七ページ、第三六三九および第三六四二号〕。かくして結局、現実の準備金は、イングランド銀行の準備金に帰着す^{re}」(a. a. O., Bd. III, S. 517, 邦訳、前掲書、第三部、六七〇—一ページ)。

諸銀行に集積された金貨幣が、さらに中央銀行にどの程度集積されるかということは、まえにのべたように、信用制度、銀行制度がどの程度中央集権化されているかということに依存している。しかし、信用制度、銀行制度の中央集権化は、資本制生産の発達とともに必然的に進展していく。したがって、高度に発達した資本制社会においては、金貨幣は、中央銀行に集積されて中央銀行の金庫のなかに存在していると考えてさしつかえない。

中央銀行に集積され、その金庫のなかに存在する金貨幣は、蓄藏貨幣の形態にあって中央銀行の準備金を形成しており、またその国の「国民的準備金」としての使命をもち、このような準備金としての役割をはたしている。したがって、中央銀行の準備金は、高度に発達した資本制社会における現実の自己価値である、十全な意味における蓄藏貨幣の存在形態であるということができ、中央銀行の準備金の大きさは、その国に存在する金属蓄藏貨幣、すなわち現実の自己価値である、十全な意味における蓄藏貨幣の大きさをあらわすものであり、そしていままで追い求めてきた現実の蓄藏貨幣のさいごの存在形態であるといえることができる。

しかし、中央銀行の準備金を構成するものは、たんに金貨幣のみではなく、その一部分は自己価値でない、金にたいする指圖書によって構成されていたばあいもあった。麓教授はつぎのようにのべている。「この中央銀行の準備金でさえ、現実には同銀行の金庫のなかには存在せず、いわゆる『在外正貨』——これは貨幣ではなく貨幣請求権にすぎない——として外国の銀行に預金されているものまでも、そのなかに含めたばあいもあったのである」²⁰⁾。中央銀行の準備金は、その一部分が自己価値でない、外国の銀行への預金という形態の貨幣請求権によって構成されていた

ばあいもあったので、このような意味において中央銀行の準備金の一部分は仮空なものであったばあいもあったのである。そこで、中央銀行の準備金そのものが、現実の蓄蔵貨幣の大きさをあらわすということはできず、中央銀行の準備金のうち実際に中央銀行の金庫のなかに存在している金貨幣が、現実の蓄蔵貨幣の大きさをあらわしているといわなければならない。

さて、その一国に存在する現実の蓄蔵貨幣をあらわす中央銀行の金庫のなかにある金貨幣は、中央銀行の準備金として機能しているわけであるが、中央銀行の金属準備の使命、役割、いかえれば中央銀行の準備金としての金属蓄蔵貨幣の使命、役割は、どのようなものであろうか。

中央銀行の金属準備の使命、役割については、『資本論』においてつぎのようにのべられている。

「こゝゆる国民的銀行 (Nationalbank)——中央銀行——小林) の金属準備の使命は、……三重である。(1)、国際的諸支払のための準備金、一言でいえば世界貨幣の準備金。(2)、こもこも膨脹したり収縮したりする国内的金属流通のための準備金。(3)、これは銀行の機能と関連するものであり、たんなる貨幣としての貨幣の諸機能とは関係がないのであるが、預金の支払のため、および銀行券の兌換のための準備金」。

中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣の第一の使命としてあげられているものは、世界貨幣の準備金としての使命である。

第一章第一節(c) においてのべたように、商品流通の国内的流通から国際的流通への拡大、発展にともなって、商品世界において一般的等価物として機能する貨幣も国内的流通のわくを突破し、貨幣は世界市場に対応してもっとも普遍的な一般的等価物となり、あらたに世界貨幣としての規定をうけとる。そして、世界貨幣として機能するさい

の貨幣は、国内的流通という特殊な領域の内部においてとるようになった種々の国民的制服をぬぎすてて金の地金形態である。ところで、この世界貨幣としての貨幣の機能との関係においては、流通していない、非流通手段としての貨幣、蓄藏貨幣が存在しなければならぬ。それは、貨幣が國際的流通において世界貨幣として機能するためには、貨幣は、つねに蓄藏貨幣の形態において存在しなければならぬからである。この蓄藏貨幣は、國際的流通のための準備金であり、世界貨幣の準備金である。したがって、「どの国でも、その国内的流通のためにとおなじように、世界市場的流通のために準備金を要する」⁽²²⁾。國際的流通において世界貨幣として機能する貨幣は、つねに現實的貨幣商品である金の現身が必要とされるのであるから、國際的流通において世界貨幣として機能するために必要とされる世界貨幣の準備金としての蓄藏貨幣は、つねに金の現身において存在しなければならぬ。「この(世界貨幣——小林)目的のためには、貨幣は、つねに蓄藏貨幣としての形態で、金屬的具体性をとって、価値の形態たるにとどまらず、それ自身が価値に等しい——価値の貨幣形態である蓄藏貨幣の——形態で、実存しなければならぬ」⁽²³⁾。このように、世界貨幣の準備金は金の現身において構成されていなければならず、したがって、世界貨幣の準備金としての蓄藏貨幣は、金の現身でなければならぬ。

ところで、まえにのべたように、信用制度が発達するにともなって、国内的流通においては中央銀行券が一般に流通するようになり、そしてまた補助鑄貨での支払もそれが金貨幣を必要としないのであるから、信用制度、銀行制度の中央集権化がすすんでいる段階においては、金貨幣は中央銀行に集積されている。したがって、この段階においては、世界貨幣として機能しうる貨幣、すなわち金は、中央銀行の金庫のなかにあつて、中央銀行の準備金としての蓄藏貨幣となつている。そこで、この中央銀行の準備金としての金屬蓄藏貨幣が、世界貨幣の準備金としての使命、役

割を国民的にはたすことになる。そして、中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣のはたす使命、役割のうち、もっとも重要なものが、この世界貨幣の準備金としての使命、役割なのである。

中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣の第二の使命としてあげられているものは、「こもごも膨脹したり収縮したりする国内的金属流通のための準備金」としての使命である。

中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣のはたすこの第二の使命は、国内的流通において金貨幣が流通しているばあいにかざられる。しかし、信用制度の発達にもなつて、国内的流通においては、金貨幣の流通は止揚されていく。金貨幣の流通にかわつて、国内的流通においては、事実上あるいは法律上、法定の支払手段である中央銀行券が主たる流通手段として流通するようになる。国内的流通において中央銀行券が主たる流通手段として流通している段階においては、国内的流通のための金貨幣の準備は必要とされなくなるから、中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣の第二の使命は解消される。「国内的流通で金属貨幣……の代用をなす銀行券が発行されるならば、第二項にあげた準備金の機能はおこなわれなくなる」⁽²⁴⁾。

このように、国内的流通において中央銀行券が主たる流通手段として流通している段階においては、国内的流通のための金貨幣の準備は必要とされなくなるが、同時にこの段階においては、国内的流通から金貨幣がひきあげられ、不動化されて金属準備を強化するということもおこなわれなくなる。

中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣の第三の使命としてあげられているものは、「預金（中央銀行に預けられている預金——小林）の支払のための、および銀行券（中央銀行券——小林）の兌換のための準備金」としての使命である。この第三の使命は、さきの引用文においても「これは銀行の機能と関連するものであり、たんなる貨幣としての

貨幣の諸機能とは関係がないのであるが……」とのべられているように、中央銀行の準備金としての蓄藏貨幣に「まったく恣意的に負わされる」⁽²⁵⁾使命である。

銀行の機能との関連において中央銀行の準備金としての蓄藏貨幣に負わされる使命は、金貨幣による預金の払出のための準備金としての使命と中央銀行券の兌換のための準備金としての使命との二つの使命にわけられる。

金貨幣による預金の払出のための準備金としての中央銀行の準備金としての蓄藏貨幣の使命は、国内的流通において金貨幣が流通している段階においては国内的流通のためにも必要とされる。しかし、まえにのべたように、信用制度の発達にもなつて国内的流通においては、金貨幣の流通は止揚され、金貨幣の流通にかわつて中央銀行券が主たる流通手段として流通するようになる。したがつて、国内的流通において中央銀行券が主たる流通手段として流通するようになる。したがつて、国内的流通において中央銀行券が主たる流通手段として流通する段階においては、国内的流通のための金貨幣による預金の払出はおこなわれなくなる。したがつてまた、国内的流通にたいしての中央銀行の準備金としての金属蓄藏貨幣の預金の払出のための準備金としての使命は解消される。中央銀行は、国内的流通のために必要とされる預金の払出にたいしては、中央銀行券を支払うことによつてこれに應ずることができからである。

しかし、国際的流通においては、まえにのべたように、つねに金の現身が必要とされるのであるから、国際的流通のための預金の払出にたいしては金貨幣が必要とされる。したがつて、中央銀行の準備金としての蓄藏貨幣に負わされている国際的流通のために必要とされる預金の払出のための準備金としての使命は解消されない。ところで、この国際的流通のために必要とされる預金の払出のための準備金としての使命は、銀行の機能との関連において中央銀行の準備金としての蓄藏貨幣に負わされている使命であるが、貨幣の機能との関連においてみれば、この使命は、第一

にあげた世界貨幣の準備金としての使命であるということになる。

銀行の機能との関連において中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣に負わされるもう一つの使命は、中央銀行券の兌換のための準備金としての使命である。まえにのべたように、中央銀行券は、中央銀行のいつでもそれとひきかえに金貨幣を支払うということを約束した中央銀行の約束手形であり、したがって、信用貨幣である。それは、兌換性にたいする信頼にもとづいて流通する。中央銀行券を兌換銀行券として維持するためには、「現実の金との同一性」、兌換性を確保していなければならないから、中央銀行は、兌換のための準備金を保有していなければならない。中央銀行券には、まえにのべたように、さらに法定の支払手段としての規定がつけくわえられる。したがって、国内的流通においては、中央銀行券は、法貨性をもち、法貨として、「現金」として流通する。そこで、国内的流通のための兌換請求は、異常のばあい以外にはないことになる。なぜなら、正常のばあいには、国内的流通のために中央銀行券を現実の金と兌換する必要がないからである。正常のばあいの兌換請求は、もっぱら国際的諸支払のためにおこなわれる。この国際的諸支払のための、すなわち国際的流通のための兌換準備金としての使命とは、銀行の機能との関連において生ずる使命であるが、貨幣の機能との関連においてみれば、それは世界貨幣の準備金としての第一にあげられた使命であるということが出来る。だが、「信用貨幣の減価はあらゆる既存の諸関係を震撼するであろう」といわれているように、中央銀行券が兌換銀行券であり、信用貨幣であるかぎり、中央銀行は兌換のための準備金を保有していなければならない。この兌換のための準備金としての使命が、中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣に負わされている。

以上、中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣の三つの使命について簡単に考察してきたが、これらの三つの使命のな

か、發達した信用制度のもとにおいて、とくに重要な使命は、第一の世界貨幣の準備金としての使命と第三の預金の支払のため、および銀行券の兌換のための準備金としての使命とである。この中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣の、發達した信用制度のもとにおけるとくに重要な二つの使命は、他の言葉でいえば、一つは貨幣の機能との関連における国際的流通のための準備金としての使命であり、一つは銀行の機能との関連における信用制度のための準備金としての使命である。中央銀行券の兌換性が維持され、確保されていないかぎり、中央銀行は、この二つの使命のための蓄蔵貨幣を保有していなければならない。そして、これらの使命が一つの中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣に負わされている。ここに、いわゆる「危険な衝突」が生じる可能性がひめられている。すなわち、貨幣との関連における使命の上に、信用制度のもとにおいて特有な第三の使命が一つの中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣につけかわると、これらの使命のあいだに「危険な衝突」が生じうる。⁽²⁷⁾ 恐慌期にはこの「危険な衝突」が生じる。

兌換制のもとにおいては、中央銀行の兌換のための準備金が減少して兌換性が失われていくことは、中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣が減少することであり、それはまた世界貨幣の準備金が減少することである。逆に、世界貨幣の準備金が減少することは、中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣が減少することであり、それはまた中央銀行の兌換のための準備金が減少することである。このことは、中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣が、これら二つの使命をもとに背負っているということから当然でてくることである。しかし、世界貨幣の準備金としての機能と兌換のための準備金としての機能とのあいだの「衝突」においては、さらに後者が犠牲にされる。金準備を擁護する窮極的な目的は、兌換のための準備金を確保することよりも世界貨幣の準備金を確保することにある。それは、非常のさいには、兌換を停止しても世界貨幣の準備金を維持しなければならないということによって立証されている。金は、国際収支

の決済のために必要とされるにとどまり、国内的流通においては金貨幣は必要とされない。「近代的産業の全歴史がしめすところによれば、もし国内の生産が組織化されているならば、金属は事実上、国際的取引の均衡に一時的なずれが生じたばあいに、それを決済するためにのみ必要とされるであろう。国内ではすでにいまや金属貨幣を必要としないということは、非常時に唯一の救済手段として訴えられるところの、いわゆるナチオナル・バンクの現金支払停止によって証明される⁽⁹⁸⁾」。しかしながら、このようなばあいにおいても、国際的流通においては依然として現身の金が必要である。したがって、中央銀行の準備金としての蓄蔵貨幣のもっとも重要な使命は、窮極的には世界貨幣の準備金としての使命であるということになる。

第一項においてのべたように、信用制度、銀行制度のもとにおいては、蓄蔵貨幣は、銀行の準備金という形態にある。しかし、諸銀行の準備金は、中央銀行券が国内的流通において一般に法定支払手段として機能し、したがって「現金」として流通するようになると中央銀行券によって構成されるようになり、そしてまた中央銀行への預け金という形態で構成されるようになる。中央銀行券、中央銀行への預け金は、自己価値でない、金貨幣を支払うというたんなる指図書であるにすぎない。したがって、中央銀行券、中央銀行への預け金によって構成される諸銀行の準備金は、自己価値でない、金貨幣を支払うという指図書によって構成されているという意味において、仮空なものである。諸銀行への預金は、産業資本家や商業資本家たちの貨幣蓄蔵の成果であり、かれらにとっては蓄蔵貨幣の大きさをあらわすものであるが、実際には貨幣請求権にすぎず、仮空なものであるということと同様に、諸銀行の準備金は、諸銀行にとっては蓄蔵貨幣の形態にあるものであるが、実際には仮空なものであるにすぎない。窮極的に、自己価値であり、十全な意味における現実の蓄蔵貨幣は、中央銀行の金庫のなかにあって、中央銀行の準備金としての役割をはた

している金貨幣であるということになる。かくして、中央銀行に集積され、中央銀行の準備金として中央銀行の金庫のなかにある金貨幣が、発達した信用制度のもとにおける十全な意味における現実の蓄蔵貨幣である。この中央銀行の準備金としての金属蓄蔵貨幣は、その国の「国民的準備金」となり、そして「全信用制度の軸点」たる地位をしめ⁽²⁹⁾る。国内における流通は、結局のところ、すべてこれにたいする請求権、指図書によっておこなわれることになる。

(20) 麓健一著『金融経済論』二七七ページ。

「ロシア(革命前)では国立銀行は『在外金』をその金準備のうちを含めてゐた。この『在外金』は現実の金ではなく、外国銀行に於ける勘定、即ち外国の銀行的企業が国立銀行に与へた信用である。現在でも民間銀行、否中央銀行でさへ、その貸借対照表に掲げられてゐる金は、その一部分、時には非常に多くの部分が、外国銀行の信用であるに過ぎない。

ヨーロッパの最も確実な発券銀行の一つであり、最も厳格な発券条例によつてその業務を規制されてゐるイングランド銀行の金準備でさへ、つねに必ずしも現実の金であるわけではない。例へば、戦争中にはイングランド銀行の貸借対照表に計上された金の大部分は、実際には必ずしもすべて同銀行の金庫のなかにあつたわけではなかつた。実際には一部分の金は或ひは植民地即ち金採掘地に置かれてあるか、或ひは『金貨及び金地金』なる項目は他の(外国の)銀行に於けるイングランド銀行の勘定を現はすものゝ過ぎなかつた」(トラハテンベルグ『現代の信用及び信用組織』川崎訳、一〇三―一〇四ページ)。

- (21) *Das Kapital*, Bd. III, S. 614-5, 邦訳、『資本論』第三部、八〇―一二二ページ。
- (22) a. a. O., Bd. I, S. 150, 邦訳、前掲書、第一部、二八〇ページ。
- (23) a. a. O., Bd. III, S. 494, 邦訳、前掲書、第三部、六四三―四四ページ。
- (24) a. a. O., Bd. III, S. 615, 邦訳、前掲書、第三部、八〇二ページ。
- (25) a. a. O., Bd. III, S. 496, 邦訳、前掲書、第三部、六四六ページ。
- (26) a. a. O., Bd. III, S. 562, 邦訳、前掲書、第三部、七三一ページ。
- (27) a. a. O., Bd. I, S. 151, Fussnote 113, 邦訳、前掲書、第一部、二八二ページ、註(一一三)。
- (28) a. a. O., Bd. III, S. 562, 邦訳、前掲書、第三部、七三一―二二ページ。
- (29) a. a. O., Bd. III, S. 620, 邦訳、前掲書、第三部、八〇八ページ。